

区画整理NEWS

VOL.2
2022.5
神戸市発行

土地区画整理審議会の設立に向けて

令和4年3月9日（水）に事業着手した、鈴蘭台駅北地区土地区画整理事業について、権利者の皆さんの意見をできるだけ反映させながら、事業を公正に進めていくために、権利者の代表等で構成される**土地区画整理審議会**を設立します。

施行者である神戸市は、審議会に意見や同意を求めながら、事業を進めていきます。

本号では土地区画整理審議会の概要や、審議会委員選出の流れ等についてご案内します。

区画整理NEWSについて

区画整理NEWSでは、事業のスケジュールや進捗状況、各種お手続き、補償内容や手順などについて順次ご案内する予定です。

特集

| 土地区画整理審議会の設立 |



土地区画整理審議会の設立

土地区画整理審議会の役割

- 土地区画整理事業のなかで、土地区画整理審議会（以下、審議会）は権利者の皆さんの意見をできるだけ事業に反映させるとともに、事業の公正を図るために、施行者である神戸市の求めに応じて、次のような役割を果たします。

審議会の役割

- ① 仮換地の指定（宅地の配置換え）案などについて意見を述べること
- ② その他、土地区画整理法に定めることがらについて、同意したり意見を述べること

審議会委員の構成

- 審議会委員は
 - ①事業区域内に土地をお持ちの方、
土地を借りておられる方の代表 8 名
 - ②学識経験者 2 名
 の合計 10 名で構成されます。
- ①の委員は選挙の投票により選ばれます。
- 委員の任期は 5 年間です。



審議会委員の選挙

投票できる人

- 選挙人名簿の作成基準日（7月上旬予定）時点で、事業区域内に土地をお持ちの方及び土地を借りておられる方（借地権を登記されている方、または神戸市に対して借地権申告手続きをして受理された方）です。

立候補できる人

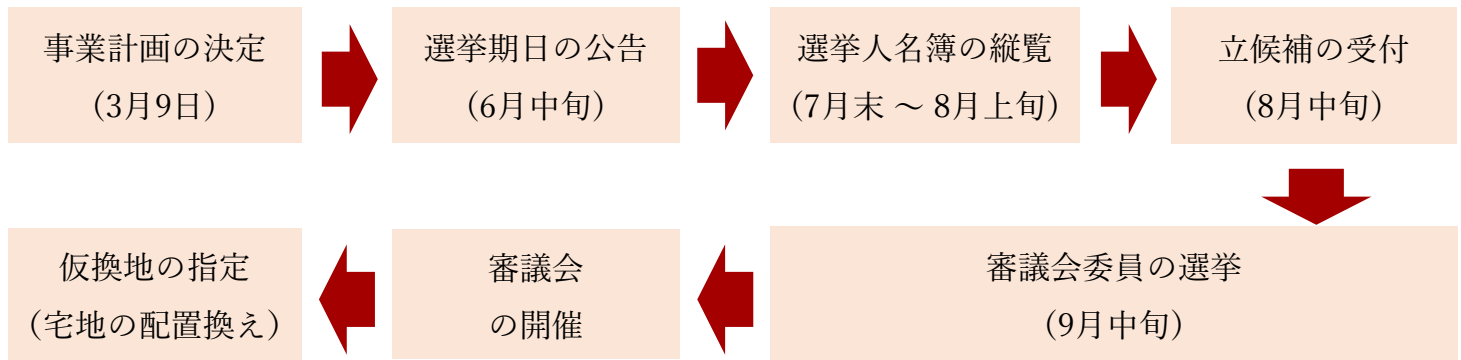
- 投票できる人は立候補できます。
- ただし、次の①②に該当する方は立候補できません。
 - ①未成年者の方
 - ②禁固以上の刑に処され、その執行中またはその執行猶予期間中の方

選挙人名簿とは

選挙に投票、または立候補する資格のある方の名簿です。縦覧期間中にご自身の名前があるか、間違っていないかご確認いただけます。



審議会開催に向けたスケジュール(予定)



※選挙人名簿の縦覧・立候補・選挙の詳細や確定したスケジュールは、今後のニュースで改めてお知らせします。

NOTICE

選挙に関する各種申告・届出のお知らせ

- ・ 下記に当てはまる場合は、審議会委員の選挙において、選挙権・被選挙権を得るために、所定の申告・届出が必要になります。

項目	説明	手続き書類等
① 土地を共有している場合・ 共同で借地をしている場合	選挙において、土地の共有者または共同借地権者は、原則として1つの土地所有者あるいは借地権者として取扱います。 そのため、代表者を1人選任し、神戸市に代表者選任通知を提出していただく必要があります。	代表者選任通知
② 所有者が死亡したが登記 を変更していない場合	神戸市に相続届を提出していただく必要があります。 相続人が2人以上の場合は、代表者選任通知と併せて提出してください。	相続届

※審議会委員の選挙の選挙権・被選挙権を得るために、①・②の手続きが必要な方には、神戸市より別途ご案内を送付（7月上旬予定）します。

項目	申告手続き	
③ 借地しているが登記してい ない場合	申告時期	一定期間を除き、事業期間中は申告できます。 必ず申告しなければならないということではありませんが、今年度予定している審議会委員の選挙の選挙権・被選挙権を得る場合は令和4年6月30日(木)までに申告が必要です。
	必要書類	・借地権申告書 土地所有者の方と申告者の方の自署による記名が必要 ・本人確認書類の写し 土地所有者の方と申告者の方
	必要書類 配布場所	神戸市ホームページ または 神戸市都市局工務課
	提出場所	神戸市都市局工務課



選挙についてのQ&A

Q1 土地を共有していますが、共有者には全員選挙権があるのですか。

A1 いいえ、全員ではありません。共有者の中から代表者をお一人選んで代表者選任通知を提出してください。

Q2 土地の所有者が亡くなりましたが登記簿の名義は変えていません。選挙権を得ることができますか。

A2 神戸市に相続届等を提出すれば、選挙権を得ることができます。

Q3 法人名義の土地を所有していますが投票できますか。

A3 投票できます。

Q4 土地を個人で3筆所有しています。1筆のみ所有している人と選挙での差異はありますか。

A4 個人で土地を所有している場合は、所有数に関わらず投票権は1票となります。

Q5 賃貸住宅に住んでいますが選挙権・被選挙権はありますか。

A5 選挙権・被選挙権を有するのは、土地の所有者または、借地権を持っている方です。そのため、賃貸住宅にお住まいの方は、選挙権・被選挙権はありません。

Q6 審議会委員の選挙の日時はいつですか。

A6 次号以降の区画整理NEWSでお知らせします。

鈴蘭台相談所のご案内

- 神戸市では引き続き、鈴蘭台相談所の定期開設を行っております。事業に関するご相談・ご質問等ございましたらお気軽にお越しください。

場 所 : 鈴蘭台プラザ2階

開設時間 : 毎週水曜日 14:00~17:00

当日連絡先 : 078-771-6459

